

第5回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年7月26日（金）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広
4番 太田 正、 5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 なし

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

それではただいまより、第5回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は10名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は10名の出席となっております。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので 9 番 笹山結実男委員、1 番 安田正一郎委員のお二方
にお願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。

番号 3 番については、除斥がありますので、先に審議いたします。農業委員会法第 3 1 条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、朗読を兼ね説明させます。

事務局 それでは、議案第 1 号、2 ページになります。番号 3、畑 3 筆の案件となります。大字〇〇第〇地割、2，4 9 0 m²。同じく 4，1 1 1 m²。同じく 1 0，9 2 5 m²。合計 3 筆で 1 7，5 2 6 m²となります。農地法第 3 条の規定による許可申請での有償移転、売買となります。譲渡人が〇〇〇〇さん、県外在住となります。譲受人は〇〇〇〇さん。売買価格は、すべて合わせて 6 0 万円となっています。現地確認につきましては、太田委員と苅谷委員にお願いしてございます。なお譲受人は、〇〇委員のご家族ということでの案件となります。よろしく願います。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号 3 については、太田委員と苅谷委員に依頼しておりますので報告願います。

太田委員 報告します。一カ所目ですけど、〇〇公民館から北側に 1. 5 k m の所があり、〇〇との境にある農地で、周囲は山林と畑となっています。確認者の意見ですけど、譲渡人は現在県外に転居しており、生前両親が耕作していた農地を譲り渡すものであります。梅栽培を行っていた農地で、現在は後継者が町内におらず、耕作されていない状況にある。このままでは、荒廃地になる恐れがあるが、譲受人は農地の維持管理に努める意向であり効率的な利用が見込まれる。よって許可相当であると考えます。

二カ所目ですけど、〇〇公民館から北側に 1 k m の所にある農地で、周囲は畑となっています。

三カ所目は、〇〇公民館から東側に 1 k m の所にある農地で、周囲は、山林と畑となっています。

確認者の意見についてですが、二カ所目と三カ所目の農地は、周囲の状況から位置的影響はなく問題ないと判断する。よって、許可相当であると判断します。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、番号3、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 それでは、〇〇委員の復席をお願いいたします。

(〇〇委員 復席)

議 長 それでは、議案第1号、番号1、2及び4について、上程いたします。
朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 1ページ目にお戻りいただきたいと思います。番号1、大字〇〇第〇地割、畑で1, 064㎡、1筆になります。農地法第3条の許可申請の有償移転ということで、売買になります。譲渡人が〇〇〇〇さん、〇〇在住となります。譲受人が〇〇〇〇さん。売買金額は25万円となります。こちらの現地確認は、坂本委員と西舘委員をお願いしてございます。

続きまして番号2、4筆の田んぼになります。大字〇〇第〇地割で、767㎡。同じく大字〇〇第〇地割で、1, 818㎡。同じく大字〇〇第〇地割で、952㎡。同じく大字〇〇第〇地割で、3, 000㎡。合わせまして6, 537㎡となります。こちらにつきましても有償移転、売買となります。譲渡人は〇〇〇〇、〇〇在住となります。譲受人は〇〇〇〇。売買の単価は、総額で5万円となります。現地確認は、大久保委員と畑林委員をお願いしてございます。

ページをめくっていただきまして、番号4、大字〇〇第〇地割、1, 536㎡。田んぼ1筆になります。こちらも農地法第3条による有償移転ということで、売買となります。譲渡人は〇〇〇〇、〇〇在住。譲受人は、〇〇〇〇。こちらの売買金額は10万円となります。現地確認は太田委員と福田委員をお願いしてございます。

以上の3件についてよろしくお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については坂本委員と西舘委員に、番号2については大久保委員と畑林委員に、

番号4については太田委員と福田委員にそれぞれ依頼しておりますので、それぞれ報告願います。

坂本委員 報告します。位置、周囲の状況ですが、〇〇地区内、〇〇〇〇より500m地点にあり、周囲の状況は、東は町道、西側は主要地方道になっており、南と北側は畑となっています。譲受人は、田んぼ10,322㎡、畑7,748㎡を所有しており、水田は全部作付けし、畑は貸付けを含めたばこ耕作6,684㎡。残りの1,064㎡は自家菜園となっています。譲渡人のほうですが、〇〇在住で、高齢で農地管理が非常に難しくなっています。状況としては、雑草が生えている状況で地域の人をお願いして草取りをしている状況です。譲受人ですけど、高齢ではありますが、現在町外に住んでいる息子さんが帰って来るのを楽しみにしており、購入した土地に果樹とか野菜等を栽培したいということです。意欲的に農作業に取り組んでおり、効率的に利用できると思います。また、農地の位置関係などは、許可することにより周辺農地の農業上の効率的、総合的な利用ができ、地域の調和にも支障はありません。よって、この申請は許可相当であると考えます。

大久保委員 報告します。場所は〇〇地区内。〇〇入口から〇〇墓地までの間、700mのところのところに4カ所あります。町道から5mのところもあれば、200mのところもあります。町道に沿って川もあります。周囲の状況は、東、西、南とも水田に囲まれています。北側は1町歩の畑になります。譲受人ですけど、現在、水稻を1町5反作付しているとのこと。保有している機械は、田植機、コンバイン、乾燥機全てそろっているとのこと。周辺農地へ支障がないかということですけど、周囲は水田に囲まれています。また、中山間地域直接支払交付金事業にも参加しているため、周辺農地は非常に整理されています。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

太田委員 番号4。〇〇公民館から西側に1kmの所にある田んぼで、周囲は、田んぼと畑となっています。確認者の意見ですけど、周囲の農地に影響がなく、問題ないと判断する。よって、この申請は、許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1番、2番及び4番については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の3ページと4ページには位置図が掲載してございます。3ページを読み上げます。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。番号1、場所は大字〇〇第〇地割、地目は畑になります。面積は4,052㎡のうち2,243㎡になってございますが、当初1筆だったのですが、この申請にあたって分筆登記をされたということになります。そのうち、第〇地割の土地は2,243㎡に現在なってございます。譲渡人は〇〇市在住、譲受人も〇〇在住になります。転用の目的は、太陽光発電パネルの設置による事業を実施したいという内容でございます。こちらの地域は農振農用地域外で、農地区分としては第2種農地に該当するというふうに判断してございます。4ページをお開きいただきたいと思います。申請地につきましては、真ん中下の斜線の部分となります。〇〇地区になりまして、道路を挟んだ向かい側が〇〇〇〇となっている所になります。今、1枚物の資料を配布させていただきました。位置図と計画書に添付されてございましたパネル等の配置図を裏面に印刷してございますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

議 長 ただ今、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は本田委員と私が依頼されておりますので、報告願います。

本田委員 現地確認は、会長と事務局とで、18日の午後に行いました。場所は、〇〇地区内の県道線沿いにありまして、道路の向かい側に〇〇〇〇があります。周囲の状況であります。東側は譲渡人の宅地でございます。西側は〇〇〇〇の敷地、及びその隣には太陽光発電の敷地がございます。南が水田、北が県道となっております。確認者の意見ですけど、譲渡人の生家の農地で、〇〇さんとありますが、旧姓は〇〇さんでございます。若いときに〇〇に嫁いだということです。4,052㎡のうち道路を含む2,243㎡は、道路より奥の位置となっております。南側の水田に対して日照不足等の被害はなく、それ以外は宅地になってございます。西側には数年前より太陽光発電が

設置され、稼働されている状況でございます。よって、この申請は、許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 5ページになります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

番号1、大字〇〇第〇地割の畑になります。4, 255㎡。同じく、第〇地割で、5, 157㎡。同じく、第〇地割で、13, 903㎡。同じく、第〇地割で、2, 999㎡。同じく、第〇地割で、118㎡。大字〇〇第〇地割で、田んぼになります。4, 448㎡。同じく、第〇地割の畑で、6, 609㎡。同じく、第〇地割の畑になります。6, 947㎡。同じく、第〇地割の田んぼになりまして、3, 532㎡。同じく、第〇地割の畑で、5, 425㎡。同じく、第〇地割の畑になりまして、5, 517㎡。同じく、第〇地割の田んぼになりまして、446㎡。合わせまして、田んぼが3筆で8, 426㎡、畑が9筆で50, 930㎡、合計で59, 356㎡になります。所有者は〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇になります。貸借の期間は10年となります。こちらは使用貸借ということで、賃料は発生しない形になります。真ん中のところに再設定とありますが、期間満了により更新ということで、再度貸借を設定する内容になってございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第6 議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の6ページと7ページになります。議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、2件ございます。

番号1、大字〇〇第〇地割、登記簿上は畑となっていますが、現況は宅地という状況にございます。面積は162㎡。こちらの所有者、申請人でございますが〇〇県在住でございます。非農地の事由ですけど、父親からの相続で、当時から宅地として利用し宅地課税されていて、隣接地はお兄さんの所有になってございますが、そちらの適用外証明手続きが前回の総会であったわけですが、その手続きにより今回、手続するに至ったということでございます。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

番号2、大字〇〇第〇地割、地目は畑となっております。面積は、340㎡。所有者は〇〇在住となります。こちらの事由ですけど、昭和32年に父親から相続されて以来、資材置場等に使用されていたということで、地目が畑であることを知らなかったということで、今回、所有権を移転しようとしたところ、そういった状況がわかり、畑としての利用がなかったということで申請に至ったということになります。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

位置図ですが、下の7ページに掲載してございます。どちらも近い所で、〇〇学校の隣接地で〇〇地区になります。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、1番、2番とも本田委員と私が依頼されておりますので、ご報告願います。

本田委員 1番について報告いたします。〇〇地内で、前回の総会にかかった所の隣の弟さんの案件です。いずれ、農地以外になってから長年年月を経過した土地であり、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められる。また、周囲の農地への影響は無く、許可相当であると見ました。

2番についても同じでございます。農地以外になってから長年経過した土地であり、農地又は採草放牧地として復旧するには著しく困難であると認められる。周囲の農地への影響は無く許可相当であると見ました。周辺は全部宅地になっています。かなり前から農地に家が建っているということが多い所です。私も40年近く前に、同地区に住んでいたのですが、その当時おそらく簡単に農地に家を建てることができたのかなと。そういうふうなこともあり、おそらくこういう農地であって今になって所有権の移転をする場合に農業委員会の総会にかけなければならない状況です。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原

案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、
第5回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後2時00分 閉会)